

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： パンデミックに関する移転価格ガイダンス

全世界に感染が拡大した Covid19 による市場環境の激変を受けて多くの企業の 2020 年度決算には、想定外の所得水準の変動が生じています。OECD は、独立企業原則及び 2017 年版移転価格ガイドライン（以下「OECD ガイドライン」）の適用に焦点をあてた Guidance on the transfer pricing implications of the COVID19 pandemic（以下「ガイダンス」）を先頃公表しました。

ガイダンスではパンデミック下での移転価格分析においても OECD ガイドラインを依拠すべきと明言し、次の 4 つの優先的課題について、独立企業原則の実務的な適用に焦点を当てています（1.比較可能性分析、2.損失及び費用の配分、3.政府支援、4.APA に対するする対処）。

以下では、これらのうち 1.比較可能性分析、2.損失及び費用の配分、3.政府支援、に関するガイダンスのコメント内容を踏まえたうえで、ローカルファイルの作成に際し考慮すべき留意点について解説します。

1. 比較可能性分析

1.1. パンデミック下での比較可能性の維持

パンデミックの発生によって営業利益指標は、稼働率の低下による影響を大きく受けます。したがって、営業利益率を利益水準指標とする TNMM を採用している場合には平時に想定していた営業利益率レンジでは実績値をサポートできない事例が多く生じることが想定されます。

ガイダンスでも過去のコンパラブルとの比較では十分な信頼性を提供しないことがあると述べられています。パンデミックの影響を反映したコンパラブルが入手可能となるのは 2021 年 5 月前後になりますので、価格調整を検討する期末前には当然間に合わず、文書化期限に間にも合わない可能性も有ります。このような状況下においても、納税者には現時点で利用可能で有効な情報を使って独立企業間価格を算定することを求められています。

実務的には、過年度ベンチマーキングに調整を加える方法、四半期データを用いたベンチマーキング、予算実績分析等が現実的な解決策になるのではないのでしょうか。

ガイダンスでは、パンデミックの影響の推定に有益な情報と分析を、概ね次のように例示しています（ガイダンス 11～13）。

【分析に利用可能な情報の例】

- ・パンデミック前後の売上高の変化
- ・設備稼働率の変化
- ・パンデミック特有の費用
- ・政府支援の金額、概要、会計処理
- ・取引に対する政府介入
- ・半期報告書、四半期報告書
- ・マクロ経済指標
- ・回帰分析等の統計的手法
- ・予算実績分析
- ・以前の不況時に観測されたデータ、取引先の行動の分析

【パンデミックの影響の近似値を求める分析の例】

- ・予算と実績の分析など収益費用の変化を示す詳細な損益分析
- ・パンデミックの影響が無いとした場合の収益性の詳細
- ・機能・資産・リスクプロファイルと一貫した費用配分、売上変動の分析
- ・政府支援の証拠と効果、更に会計処理に関する分析

1.2. 情報不足に対応するアプローチ

独立企業間価格に対するパンデミックの影響を把握するためのデータをプライシング時点や期末までに十分に入手する事は困難です。ガイドンスでは、情報不足の状況における移転価格分析のアプローチについて言及しています。

(ア) 合理的なビジネス判断の利用

適切な調整を施さない限り、平時の過去データとの比較は適切ではありません（ガイドンス 19）。よって納税者は極めて限定された情報下でのプライシングが強いられますが、ガイドンスでは限定された情報の下で誠実に努力した合理的なアプローチであれば、当局が当該アプローチを考慮するかもしれないと述べています（ガイドンス 20）。

(イ) 「価格設定アプローチ」と「実績検証アプローチ」

OECD ガイドラインでは移転価格分析に必要な情報の入手タイミングに着目して、2つのアプローチ、「価格設定アプローチ」、「実績検証アプローチ」を紹介しています（OECD ガイドライン para.3.69 から 3.71）。

「価格設定アプローチ」は取引時点で入手可能な過去データに契約時点に至るまでの状況変化を反映させる方法です。「実績検証アプローチ」は課税年度終了後に利用可能となる情報を組み込んで申告書で報告する方法です。

実績検証アプローチの結果次第では、補償調整を検討する場合があります。補償調整は二重課税を生じる可能性が有るため、慎重な検討が必要です。ガイドンスでは申告書提出前の価格調整の認容に関して柔軟性を発揮するように提言しています（ガイドンス 23）。また、価格調整メカニズムの有効性を認めています（ガイドンス 30）。我が国では、価格調整金取引として移転価格事務運営指針 3-21 においてガイドラインが示されており諸条件を満たすことで認められます。

(ウ) 2つ以上の移転価格算定方法の使用

ガイドンスではパンデミックという特定の状況では2つ以上の移転価格算定方法を適用することを強制しないものの、その有用性に言及しています。またガイドラインでは一般的には1つの最適な方法が選択可能としながら、困難なケースでは、複数の方法を併用できると述べています。

複数の方法を用いると複数の独立企業間価格の幅が算定されますが、レンジが重なっている場合には正確性の向上、レンジが離れている場合には正確性の再検討に有益とされています（OECD ガイドライン Para.3.58）。

1.3. 分析に用いるデータ期間

パンデミックの影響は一定期間の政府支援や一定期間のロックダウンなど事業年度内で濃淡が有ります。GT が実施した米国企業・日本企業を対象とした四半期データの分析では、4月期～6月期に非常に大きな落ち込みが観測されています。そのため、例えば、ロックダウンの3か月を除外することで比較可能性が向上する可能性が有ります。他の事例では、パンデミック以前とパンデミック下のデータを一体として用いることで比較可能性が向上する可能性があるとも述べています（ガイドンス 26～29）。

1.4. ベンチマークの選定への影響

過年度のコンパラブルを単純にロールフォワードするのは適切でないケースがあります。またデータベースからの検索基準自体の見直しも必要かもしれません。特に、政府支援や政府の規制の影響は国や地域別に異なるため、地域の類似性が最重要の要件となっている可能性が有ります。

また、ベンチマークの選定基準に連続損失等の損失自体を基準化しているケースは珍しくはありません。しかし、OECD ガイドラインでは損失を除外基準とする決定的なルールは無いと明言しており（ガイダンス 33）、詳細なリスク分析の結果、納税者が負担したリスクと比較できないレベルのリスクが反映されたコンパラブルのみ除外されるべきと述べています（ガイダンス 39）。

2. 損失・費用の配分

2.1. リスク限定法人における損失引き受けの可否

OECD ガイドラインでは単純機能・低リスク負担の法人に長期間に渡る損失が発生するとは考えにくいと述べるに過ぎず（OECD ガイドライン Para.3.64）、短期的な損失負担の可能性を否定している訳ではありません。リスク限定法人における損失引き受けの可否決定にはリスク分析が特に重要です。OECD ガイドラインは 6 Step からなるリスク分析のフレームワークを提供しています（Para. 1.60）。発生した損失がどのリスクの発現なのかを分析し、当該リスクをコントロールする機能を特定し、当該機能の担当法人を特定するという一連の機能リスク分析を丁寧に実施して検証対象法人の損失負担の可否を検討することが重要です（ガイダンス 38 から 41）。

なお、コンパラブル選定への影響は、1.4 で述べた通りです。

2.2. パンデミックを契機としたリストラクチャリング

損失負担を正当化するために、リスク限定法人からリスク負担法人へ変更したとの主張は、事業再編の有無に対する調査を惹起する可能性があります（ガイダンス 38～41）。

OECD ガイドライン 9 章では、事業再編を関連企業間における商業上又は財務上の関係を、国境を跨いで再編することと定義しています。これには、取決めの終了や実質的な再交渉も含まれ、具体的にはリミテッドリスク販売会社からフルフレジ販売会社への変更も該当します。事業再編が生じた場合には独立企業間の対価の授受が必要となる場合があります。対価の支払い方法はロイヤリティー方式や一括支払い方式などが可能です。

2.3. 取引条件を含む取決めの再交渉

パンデミック以前に締結した長期契約はパンデミックによる想定外のリスクの影響を受けない可能性を指摘しています。一方で、パンデミックを契機とする取決めの再交渉の可能性も指摘しています。既存の取決めの修正は、長期的な潜在的影響を慎重に検討すべきとしており、将来の利益最大化の為の短期的な損失負担が正当化される可能性があります。なお取決め修正には独立企業間による修正の証拠の文書化を求めています（ガイダンス 42～46）。

3. 政府支援

雇用維持プログラム、融資、補助金、税制措置などの支援プログラムが実施されています。各国の状況に合わせて支援内容は異なります。また支援には様々な条件が付されているため、経済的影響は企業別に異なる可能性があります。

ガイダンスでは、データ入手の遅れにより、比較分析で政府支援の影響を確定することが困難であるため、関連取引に対する影響を別途実施することを推奨しています。ただし、重大な影響を及ぼす可能性が小さい状況では当該分析は不要とも述べています（ガイダンス 66）。

3.1. 政府支援の受取の影響の分析

支援による費用削減や補助金収入を単に収益として認識するような機械的なアプローチを回避すべきとしています。

国外関連取引に対する政府支援の影響を分析する際に検討すべき側面には以下を含むとしています（ガイダンス 73 から 79）。

- ・利用可能性
- ・目的
- ・支援期間
- ・政府が課す条件
- ・重大なリスク配分
- ・市場内の競争
- ・需要水準

3.2. 利益水準指標への影響

支援の影響がどの利益段階に影響するのも利益水準指標に大きな影響を与えます。特に片側検証（RP、CP、TNMM）の場合には慎重な検討を要します（ガイダンス 86）。

お見逃しなく！

パンデミック下では平時に増して丁寧な文書化が求められます。

特に日本の申告期限は3か月と短い為、実績検証アプローチを採用したとしても情報が十分に充実できるとは考えられません。納税者の採用した価格設定についてその経済合理性を誠実に説明できる資料作成と、価格決定時に用いた情報を保全しておくことが非常に重要です。